

福島県デジタル環境整備補助金 手続きフロー

申請者

福島県

- 交付申請を提出
 - ・ 第1、2、3号様式
 - ・ 通帳等の写し
 - ・ 見積書の写し
 - ・ 導入機材等の内容がわかる資料(パンフレット等)

交付申請書の受理
審査

くじ引き
※応募者多数の場合

交付決定通知の受理

交付決定通知を送付

- ◇ 変更申請書 (第6号様式)
※ 交付決定額が増となる場合、
補助対象経費が20%を超える減
かつ交付決定額に変更が生じる
場合 (要綱第11条第1、第2項の
規定)

変更交付申請書受理
審査

変更交付決定通知の
送付

○ 補助金対象事業完了

- 実績報告書の提出
 - ・ 第7号様式(第2,3号様式)
 - ・ 請求書の写し
 - ・ 購入した実機写真
又は開催した研修会状況写真

実績報告書の受理
審査

補助金額確定通知の
送付

※ 提出期限：事業完了後30日以内 又は2/28の早い日

○ 補助金交付請求書の
提出
(第9号様式)

交付請求書の受理

補助金受理

支払い

※ 交付決定
内容と同じ
場合が省略
となり、電
話等で口答
連絡